

ぶらり丹波路魅力体験&拡散ツアー事業委託業務仕様書

1 委託業務名

ぶらり丹波路魅力体験&拡散ツアー事業委託業務

2 業務目的

本業務は、丹波地域が有する豊かな自然、食、歴史・文化、産業等の多様な地域資源及び大阪・関西万博のレガシーとして展開されるフィールドパビリオンを効果的に活用し、国内外の富裕層市場に対してその魅力を戦略的に発信することで、認知度及びブランド力の向上並びに誘客促進を図ることを目的とする。

このため、情報発信力・影響力を有する者や京阪神地域のラグジュアリーホテルのコンシェルジュや接客担当スタッフ等を対象に、現地体験型ツアーを実施し、丹波地域を高付加価値観光地として正確に理解・認識させるとともに、顧客への提案における有力な選択肢として位置付け、継続的かつ広域的な情報発信へとつなげる。

3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託料の上限額

1,969千円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

5 業務内容

ファミツアーの企画・実施・運営

(1) 実施期間・回数

契約締結～2月末の間にファミツアーを1回以上実施すること。

(2) 参加対象者

京阪神のラグジュアリーホテルに勤務するコンシェルジュ、接客担当スタッフ等

(3) 参加人数

1回につき10～20名程度を想定

(4) 内容

次のいずれも満たすこと。

- ① 丹波篠山市・丹波市のひょうごフィールドパビリオンのプログラムを含めること。
- ② ターゲット層の特性に基づき、最適な行程を企画すること。
- ③ 日帰りツアーを基本とする。

(5) 広報・周知

- ① 多くの参加者が得られるよう、受託者は、コンシェルジュ協会や各ホテルに訪問し、資料や映像等を活用して募集活動を実施すること。
- ② 資料や映像を作成した場合は、作成後すみやかに委託者に電子データを納品

すること。

③ チラシ等によるPRの際には、「兵庫丹波観光ネットワーク推進委員会」の事業であることを表記すること。

④ 広報の内容については、事前に委託者と協議すること。

(6) 参加費

徴収しない（※集合場所までの旅費は参加者の負担）

(7) 集計・分析

ア ツアー開催時、参加者に委託者の作成したアンケートを配布、回収すること。

イ ツアー実施後一定期間、当該ツアーで案内した地域に関して実施した案内件数を報告すること。

6 業務実施体制

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

(1) 本業務の実施責任者を配置すること。

(2) 本業務に関する実施体制表を作成し、報告すること。

(3) 催行にあたっては、訪問先等のツアー内容に精通したスタッフを乗車させ、ツアー参加者へのガイドを行うこと。

(4) 参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに委託者に報告すること。

(5) 本業務にあたって第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負うこと。

7 事業実績報告書の提出

次の業務成果品（データ）を提出すること。

(1) 事業実績報告書 1部

(2) アンケート原本 1部

8 留意事項等

(1) 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報について、第三者に漏らしてはならない。また、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について委託者に随時報告を行い、その指示に従うこと。

(3) 受託者は、委託者が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については、委託者の指示に従うこと。

(4) 受託者は、本事業公募に係るすべての書類、またその内容について、委託者の許可なく譲渡、公開をしてはならない。

(5) 委託契約の締結

① 契約に関する事務は委託者で行う。

② 委託者は、選定された事業を提案した事業者と提案事業の実施方法等について協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

③ 契約条項は、委託者において示す。

④ 甲は、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 100 条第 1 項第 8 号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(6) 契約の解除

① 委託契約に記載の条項に違反があったとき、委託者は契約の一部又は全部を解除し委託料の支払いをしない、もしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。

② 上記①により契約を解除した場合、委託者は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(7) 委託費の支払いは、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、委託者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。

(8) 受託者は、委託者が提供する画像を除き、成果物が他社の所有権や著作権を侵害しないことを保証し、制作に関して著作権の許諾など必要な手続きをおこなうこと。

また、使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害がないように留意すること。

(9) 本事業の成果物に係る権利は、受託者が従前権利を有していたものを除き、原則委託者に帰属する。また、加工及び二次利用する場合は、事前に双方協議のうえ決定する。なお、これらの権利について、第三者と紛争等が生じた場合は、受託者がその責任において対処すること。ただし、委託者より支給される資料や写真等についてはこの限りではない。

(10) 再委託の禁止

本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提出し、書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

(11) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する。